

# 向精神薬関係 Q & A

## (1) 輸出・輸入

### Q 1 向精神薬を携帯して海外旅行するには、どのような手続きが必要ですか。

麻向法第50条の11において、「本邦から出国する者のうち、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して輸出する者であって省令で定めるもの」には、向精神薬の輸出（向精神薬の携帯輸出）が認められています。

ただし、携帯輸出する向精神薬の製剤の種類や量によっては、出国の際に、「自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（診断書・処方せん等）を所持」することが必要な場合もあります。詳しくは、麻向法施行規則第30条、同法施行規則別表第1を参照してください。

また、出国先によっては、その国の法律により輸入が禁止されている向精神薬もありますので、事前に出国先の大使館等に確認してください。

## (2) 譲渡・譲受

### Q 2 病院等の開設者は、誰に対して向精神薬を譲り渡すことができますか。

病院等の開設者が向精神薬を譲り渡すことができるのは、

- ① 施用のため交付される向精神薬の譲渡し（麻向法第50条の16第1項第1号）
- ② 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬の返品（麻向法第50条の16第1項第3号、麻向法施行規則第36条第1項第1号）
- ③ 臨床試験のため向精神薬試験研究施設設置者から譲り受けた向精神薬の返品、又は向精神薬試験研究施設設置者を同時に兼ねる向精神薬卸売業者への譲渡し（麻向法第50条の16第1項第3号、麻向法施行規則第36条第1項第4号）
- ④ 同時に兼ねる他の病院等の開設者への譲渡し（麻向法第50条の16第1項第3号、麻向法施行規則第36条第1項第5号）
- ⑤ 当該病院に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者への譲渡し（麻向法第50条の16第1項第3号、麻向法施行規則第36条第1項第6号）
- ⑥ 病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者が、当該職員が勤務する病院等の開設者への譲渡し（麻向法第50条の16第1項第3号、麻向法施行規則第36条第1項第7号）

場合があります。

### Q 3 ① 診療施設の開設者が個人から法人に変わった場合の向精神薬の取扱いについて教えてください。

- ② 病院の開設者が死亡した後、その息子が病院を引き継ぐ場合の向精神薬の取扱いについても教えてください。

- ①個人から法人への譲り渡しについては、麻向法施行規則第36条第8号の規定により、個人たる向精神薬取扱者が50日以内に法人たる向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。なお、法人たる向精神薬取扱者は、第1種向精神薬及び第2種向精神薬の譲受について記録しなければなりません。（個人の診療施設を廃止してから法人として開設するまでに50日を経過する場合は譲り渡すことができませんので、ご注意ください。）
- ②病院の開設者が死亡した場合は、麻向法施行規則第36条第9号の規定により、相続人等が50日以内に現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。したがって、引き続き息子が病院を開設する場合は、50日以内に相続人等から息子が開設する病院に譲り渡すこととなり、譲り受けた息子が開設する病院においては、第1種向精神薬及び第2種向精神薬の譲受について記録しなければなりません。

### （3）保管・管理

#### Q4 向精神薬は、どのように保管したらよいですか。

病院・診療所の施設内で保管することとし、保管する場所は、基本的に鍵をかけた設備内で行うこととしてください。（鍵のかかるロッカーや引き出し等）

### （4）事故

#### Q5 麻向法規則第41条第1項によれば、向精神薬の錠剤等で120錠以上の盗取が生じたときは届け出ることとされていますが、盗取された量が120錠に満たない場合は事故届は提出する必要はありませんか。

麻向法規則第41条第1項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合、及びそのことが推定される場合に届け出ることとしています。盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかでない場合には、同表に規定する数量以下であっても届け出ることが適当です。

### （5）記録

#### Q6 向精神薬に関する記録は、何が必要ですか。

麻向法第50条の23第2項及び第4項の規定に基づき、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、向精神薬の品名（販売名）、数量、その年月日、譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地を記録し、2年間保存しなければなりません。

ただし、患者へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。

また、これらの記録は、伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

なお、同一法人間での譲受け又は譲渡しがあつた場合は、記録の必要があります。